

定款違反事件の発生から裁判の終結まで

目次

1. はじめに
2. 定款違反行為の発生
3. 仮処分申立ての主な要点
4. 裁判の流れの概要
5. おわりに

NPO法人 日本テクニカルアナリスト協会
理事長 大瀧太市

1. はじめに

会員の皆様には、円高、日本株安、新興国の株高、アメリカ株および商品価格の変動という激しい金融環境の下、毎日のご苦勞は一入（ひとしお）のものとお察しいたします。

さて、昨年（2009年）8月の理事会における緊急動議に端を発し、裁判手続へと発展した日本テクニカルアナリスト協会（以下「当協会」といいます。）における一連の事件（以下「本件」といいます。）によって、会員の皆様にはご心配をおかけしましたが、本件は無事終結を迎えました。

そこで、今回は、私（大瀧）から、本件の詳細について、事実に沿ってご報告申し上げます。どうか事情をご賢察の上、今後の協会の運営にご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、裁判手続の係属中は、対外的な公表を差し控えていた関係で、私どもから会員の皆様に対する十分な情報提供が遅れましたことにつき、心よりお詫び申し上げます。

2. 定款違反行為の発生

2009年8月4日開催の、拡大理事会（当協会では、評議員も参加する理事会を「拡大理事会」と呼んでいます。）において、理事長の私（大瀧）、副理事長の小林治重（以下「小林氏」といいます。）、常務理事の鶴岡康雄（以下「鶴岡氏」といいます。）の解職および新理事長として岡本博（以下「岡本氏」といいます。）の選任にかかる緊急動議が一部の理事から提案され、可決されました。

しかし、当協会の定款では、第39条第1項に、「理事会における議決事項は、第36条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。」と規定されています。

すなわち、上記拡大理事会において提出された緊急動議は、あらかじめ通知されていない事項について提案されたものですので、当該緊急動議にかかる解職、選任決議は明らかに定款違反であり無効

です。

当時、私（大瀧）は、上記拡大理事会の議長をしておりましたので、「理事長、副理事長および常務理事の解職提案は定款違反である」旨、何回も叫びましたが、提案者の1人である羽田重年（以下「羽田氏」といいます。）は、「お前達は解任決議の解任対象者であるから、決議に対して発言することは許されない」として、議長である私の指示を無視し、代わりの議長、書記を選出することもなく、私を含む上記3名の解職に関する提案について一括して決議を行い、賛成多数により議案は可決されたことになりました。

このような混乱の中、羽田氏が私に代わる新理事長として岡本氏を推薦する提案をし、同提案も賛成多数により可決されました。そして、羽田氏が「もう終わったから、これで帰ろう」と発言して、理事会は散会となりました。

私は議長として、他の理事および評議員が上記提案に賛成するなら仕方がないと思う一方で、定款違反行為を黙認することは、当協会に所属している2300人余りの会員の皆様、ひいては全国で活躍する40,000団体余りのNPO法人の統治の規律に対して悪影響を及ぼしかねないという考えが頭をかすめ、やはり本件を看過することによって生じる理事長である私の法律上の責任は重大であると考えました。そのため、私は、東京地方裁判所に対し、当協会の理事長として、後記3の事項についての「申立て」に踏み切った次第です（以下「第一次仮処分の申立て」といいます。）。

3. 仮処分申立ての主な要点

第一次仮処分の申立てにおける申立ての趣旨は、以下の事項を仮に定めるというものです。

- (1) 大瀧が協会の理事長の地位にあること
- (2) 岡本氏が、協会の理事長の地位に無いこと
- (3) 岡本氏が協会の理事長と称し、理事長権限を行使してはならないこと

※なお、上記の「仮処分の申立て」とは、権利義務関係について争

いがある場合に本裁判では時間がかかることから、本裁判の結果が出るまでの間、権利義務関係を仮に定めてもらうよう裁判所に申立てを行うことであり、法律の世界では一般的に行われています。仮処分における裁判所の判断は、いわゆる「判決」ではなく、「決定」という名称で出されます。

しかし、この第一次仮処分の申立ては、2009年9月7日に却下されました。その理由は、簡単に申しますと、この裁判では理事長が誰かが問題となっているわけなので、私が理事長職として申立てをするのは妥当ではなく、個人として申し立てるべきである、というものでした。

そこで、私（大瀧）、小林氏および鶴岡氏は、この第一次仮処分の申立ての結果を踏まえ、2009年9月8日、個人として、東京地方裁判所に対して、仮処分の申立てを行いました（以下「第二次仮処分の申立て」といいます。）。第二次仮処分の申立ての趣旨は、次のとおりです。

- (1) 岡本氏ほか、新評議員4名および新理事2名の各職務執行の停止
- (2) 協会の理事長について、職務代行者の選任

4. 裁判の流れの概要

	日付	申立ておよび決定の内容	裁判所
①	2009/9/8	大瀧らによる岡本氏らの職務執行の停止、および理事長について職務執行代行者の選任等を求める仮処分の申立て	東京地裁
②	2009/12/4	岡本氏らの職務執行の停止、および理事長職務代行者として品川弁護士を選任する旨の決定	東京地裁
③	2010/1/6	②に対する岡本氏らの保全異議の申立て（1回に限り、東京地裁に異議申立てができる。）	東京地裁
④	2010/3/31	②の認可（維持）決定と（③の異議申立ての棄却）	東京地裁
⑤	2010/4/13	岡本氏らによる、④の取消しおよび②の取消しを求める保全抗告申立て	東京高裁
⑥	2010/6/16	⑤の抗告棄却決定	東京高裁
⑦	2010/6/18	岡本氏らによる、⑥への不服を理由とする②の決定の破棄と相当の裁判を求める抗告許可の申立て	東京高裁
		岡本氏らによる、⑥への不服を理由とする特別抗告の申立て	最高裁
⑧	2010/7/14	⑦の抗告許可申立てを許可しない旨の決定	東京高裁
⑨	2010/7/26	大瀧らによる、6月26日の当協会評議員選挙における新評議員の選任および7月12日の当協会評議会並びに理事会における新理事および新理事長の選任によって、申立てを維持する必要がなくなったことを理由とする①の仮処分の申立ての取下げ	東京地裁
⑩	2010/8/6	岡本氏らによる、⑥の特別抗告申立て取下げ	最高裁

上記の申立ておよび決定のうち、④の2010年3月31日の東京地方裁判所の決定内容は、私（大瀧）、小林氏、および鶴岡氏の申立てを相当と認めています。その判断を下した際に裁判所が示した理由については、会員の皆様に本件の全容を御理解いただくために重要です。以下に要旨を記載いたしますとともに、全文も同封いたしますので併せてご覧ください。

■ 2010年3月31日決定の理由の概要

(1) 2009年8月4日の理事会における大瀧を理事長から解任し、岡本氏を理事長に選任する決議は、日本テクニカルアナリスト協会（本概要において以下「NTAA」といいます。）の定款第39条第1項に違反し、無効である。したがって、岡本氏は、NTAAの理事長の地位にはない。

(2) 岡本氏らは、NTAAの運営の民主化、透明化、収支改善等は全理事・評議員の一致した要望であるにもかかわらず、大瀧らが無視し続け、しかも大瀧らは理事会準備委員会なる制度を利用して理事・評議員さらには全会員らの意思を踏みにじってきたから、大瀧らを解任するための理事会の招集を求めても、同理事会が招集されないことは事実であったと主張しているが、大瀧は、2009年5月14日開催の理事会においてNTAAの支出削減について肯定的な見解を述べているうえに、NTAAでは理事会において事務局長の時給を2100円とすることで承認されていたこと等からすれば、大瀧らがNTAAの運営の民主化、透明化、収支改善等は無視し続けたと認めることはできないし、岡本氏らは理事会準備委員会の意向がどうであれ2分の1以上の理事から議題を明示した書面により理事会の招集を大瀧に請求することができ、現に同年8月5日の理事会はこの請求に基づき招集されたものであるから、大瀧らを解任することを議題とする理事会が招集されないことが確実な状態であったということもできない。

(3) 岡本氏は、N T A A の理事長ではないから、同人が招集した 2009 年 8 月 17 日付け理事会は、法律上の意味における理事会とはいえ、四方田勝久（以下「四方田氏」といいます。）、合寶郁太郎氏、吉見俊彦氏および何紅雲氏を評議員に選任した決議も無効であるから、四方田氏らは、N T A A の評議員の地位を有していない。

(4) 岡本氏は、N T A A の理事長ではないから、同人が招集した 2009 年 8 月 24 日開催の評議員会は、法律的な意味における評議員会とはいえ、四方田氏および清水浩三（以下「清水氏」といいます。）を理事として選任した決議は無効であり、四方田氏および清水氏は、N T A A の理事の地位を有していない。

(5) 岡本氏は、2009 年 8 月 4 日付け理事会決議、同月 17 日付け理事会決議、同月 24 日付け評議員会決議の効力について争いがあり、大瀧らから仮処分の申立てを受けながら、取引先金融機関に対し、預金通帳と印鑑を喪失したなどと述べて、預貯金口座の支払いを停止させ、大瀧らの岡本氏らとの間に継続している紛争を前提として大瀧らから提示されていた解決案に対し、何らの譲歩も示さないで、2010 年 1 月 24 日に予定されていた国際資格試験の第 1 次資格試験の実施を延期または中止せざるを得ないような状態にさせ、派遣を受けていたスタッフを自宅待機の状態にさせるなど N T A A の業務の継続を著しく困難な状態にした。このような状態が生じたのは、大瀧らが岡本氏らからの事務所および金庫の鍵の引渡し要求を拒絶したことにも起因しているが、その事情を考慮しても、岡本氏らの解決に向けた提案を拒絶してきたことにより、N T A A は（2009 年 3 月末日時点で）2352 名もの会員を抱える N P O 法人として対外的な信用を失墜するなどの損害を受けるおそれがあった。

5. おわりに

以上の経過を経て、2010年8月6日本件に関する裁判手続は全て終了致しました。

この間、6月26日に当協会の2010年度の総会で評議員選挙が開催され、25名の新評議員が選任されました。続いて、7月12日には新評議員による評議員会が開催され、新理事が選任されると共に、直後に開催された新理事による理事会において、私（大瀧）が新理事長に選任されました。

会員の皆様にはご心配をおかけしましたが、12月に選任されました品川代行者のご尽力により、当協会における一連の混乱は収束し、現在、私をはじめとする新任理事、特別委員長、業務執行部長および事務局員の下、当協会の運営は概ね正常化している状況にあります。

また、懸案であったI F T A（International Federation of Technical Analysts）との試験制度に関する問題は、今後5年間は現在の試験内容で行うことを合意しており、I F T Aの理事も2011年1月より、私と本間国際部長が就任することがI F T Aの理事会で決定されています。

当協会は今後、認定N P O法人を目指し、財政基盤を安定したものとし、皆様のお役に立つように渾身の力を込めて参る所存です。認定N P Oとなれば、協会への寄付金が寄付者にとって税額控除および所得控除になるもので、これらは、来る12月の税制改正案にて決まる予定です。早い機会に認定N P Oの申請を当局に行い、ぜひとも認可を得るよう努力してまいります。

以 上